

西条市建設工事低入札者排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市工事」という。）の競争入札における公正な競争と品質を確保するため、市工事の競争入札において繰り返し調査基準価格（西条市低入札価格調査制度要綱（平成26年西条市訓令第4号）第3条第1項に規定する調査基準価格をいう。）を下回った入札（以下「低入札」という。）を行う者（入札の無効及び失格になった者を含む。以下「低入札者」という。）を、市工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱の規定は、市工事の低入札者について、適用する。

2 共同企業体が低入札を行った場合については、当該共同企業体の各構成員を低入札者として取り扱うものとする。

(注意喚起)

第3条 市長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、低入札に係る注意喚起について（様式第1号）により注意喚起を行うものとする。

(排除措置の対象となる低入札の回数)

第4条 市工事の一般競争入札及び指名競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）については、当該年度において、累計回数2回以上低入札を行った者（以下「排除措置対象者」という。）に対して行うものとする。

2 共同企業体が低入札を行った場合は、代表者にあつては1回、代表者以外の構成員にあつては当該共同企業体に出資した割合だけ低入札を行ったものとする。

3 次条に規定する排除措置期間満了後は、当該年度内の累計回数は消滅するものとし、低入札回数を再度起算する。

4 低入札の累積回数は、当該年度の終了をもって消滅するものとする。

(排除措置期間)

第5条 排除措置期間は、排除措置対象者が累計回数2回以上の低入札を行った案件の開札日（以下「基準日」という。）の翌日（当該日が西条市の休日を定める条例（平成16年西条市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときにあつては、当該市の休日の翌日）から開始する。

2 排除措置期間は、基準日における低入札の累積回数が2回であるときは3月とし、累計回数が3回以上であるときは、3月に3回以上の低入札1回につき1月を加算した期間とする。ただし、排除措置期間は、6月を限度とする。

(通知)

第6条 市長は、排除措置対象者に対し、競争入札への入札参加制限について（様式第2号）により、入札から排除する旨を通知する。

(排除措置)

第7条 市長は、前条に規定する排除措置期間内において、次に掲げる措置を行う。

- (1) 一般競争入札（市工事に限る。）においては、排除措置対象者は入札に参加させないものとする。
- (2) 契約担当課が発注する指名競争入札（市工事に限る。）においては、排除措置対象者は指名しないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員のいずれかが排除措置対象者であり排除措置期間が満了していない場合は、当該共同企業体を市工事の入札に参加させないものとする。
- (4) 排除措置対象者が行った排除措置期間内に開札する案件（市工事に限る。）の入札は、無効とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長

低入札に係る注意喚起について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は調査基準価格を下回りましたのでお知らせします。

なお、市が発注する建設工事の競争入札において、当該年度内に 2 回以上低入札が行われた場合は、西条市建設工事低入札者排除措置要綱に基づき、3 か月以上の間、本市が発注する工事の入札に参加できなくなりますので、注意してください。

記

- 1 工事番号
- 2 件名
- 3 予定価格（税抜き）
- 4 調査基準価格（税抜き）
- 5 入札金額（税抜き）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長

競争入札への入札参加制限について

この度、貴社については、西条市建設工事低入札者排除措置要綱第4条に規定する排除措置対象者に該当したため、下記の期間において本市が発注する建設工事の競争入札に参加できないこととなりましたので、お知らせします。

記

排除措置期間 年 月 日 ～ 年 月 日